

『反日種族主義との闘争』と竹島問題

藤井賢二

韓国で刊行され、2020年9月には日本語訳も出た李榮薰他著『反日種族主義との闘争』(未来社 2020年5月 ソウル)は、反響を生んだ前作『反日種族主義』(未来社 2019年7月 ソウル)よりも竹島問題についてさらに踏み込んでいる。

ここでは、『反日種族主義との闘争』の「独島」の章にある「太政官指令」と「竹島密約」の二つの事項について、李榮薰氏の主張に対する私の考えを述べたい。

1 「太政官指令」について

1.1 「太政官指令」と韓国

「太政官指令」とは、地籍（土地台帳）調査が進む中で、明治10（1877）年に明治政府の最高行政機関であった太政官が、内務省に対して「伺之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀ト可相心得事」（伺いの趣旨の竹島ほか一島の件は本邦とは関係の無いものと心得るべし）と指示した指令文である。

「竹島」は鬱陵島で「外一島」は竹島なのだから、日本政府が竹島を日本の領土ではないと判断したのだという論者は多い。

さらには、竹島はこれで朝鮮領となったと飛躍する、次のような主張さえある。

17世紀末の江戸幕府の鬱陵島渡海禁止と「太政官指令」によって、竹島を朝鮮領と定めた「朝日国境条約体制」が成立した。1905年の島根県編入はそれを無視したもので成り立たない。

1951年に米国が韓国の竹島領有要求を拒否した「ラスク書簡」も、竹島が朝鮮の一部であったことはないという部分に誤りがあるので、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された根拠にならない。

「太政官指令」で日本の主張はすべて覆るという、このような報告が、2018年8月に開催された韓国の東北アジア歴史財団主催の「学術会議」で行われたのである。

韓国政府外交部や東北アジア歴史財団の広報資料でも「太政官指令」は強調され、竹島領有の根拠を示すことができない韓国にとって「太政官指令」は主張の切り札的存在になっている。

1.2 李榮薰氏の主張

「太政官指令」について李榮薰氏は『反日種族主義との闘争』の中で次のように述べている。

「独島の客観的位置、大きさを認知して官吏を派遣してそれを支配する体制が前提となるとき、独島は初めて朝鮮王朝の領土となるのです。

しかし今まで書いてきたように、朝鮮王朝は独島の存在を知ることはできませんでした。それに対する支配体制を成立させたこともありません。

また、太政官文書は、この後いつか朝鮮王朝が独島を領有していないことを日本の官民が認知する時、日本政府の独島に関する立場が変わる可能性を排斥しません。

実際にそのようなことが 28 年後の 1905 年に起きることは次の章で説明するとおりです。

すなわちこの点を無視することに太政官文書に関する今までの韓国側の理解に大きな盲点があったと私は考えています。」（『反日種族主義との闘争』219～220 頁）

「また、太政官文書は朝鮮王朝に修交する外交文書でもなければ、日本政府を拘束する最終的決定でもありません。

二つの島の名称と位置に関する混乱の中で下した経過的決定に過ぎません。」

（『反日種族主義との闘争』221 頁）

李榮薰氏の主張を私なりに要約すれば、次の通りである。

その当時も、そしてそれ以前も朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた事実はなかった。それを知った日本政府が竹島を日本領ではないとした「太政官指令」の立場を変えることはあり得る。歴史は実際にそうなった。

そもそも、「太政官指令」は日本政府内部のやりとりであって外交文書ではなく、竹島の帰属についての最終決定でもない。「太政官指令」に日本政府は拘束されない。

「外一島」を竹島とすることについてはさまざまな疑問が出されており、確定したわけではない。また、李榮薰氏のような主張は日本国内ですでに行われてきた。

しかし「韓国政府がそのような文書に根拠して国際社会を説得することはできません。むしろ笑いぐさになるだけです。」（『反日種族主義との闘争』221 頁）という的確な指摘が韓国で行われた意義は大きい。

1.3 日本のなすべきこと

もう十年以上前のことだが、日本で行われた学会で私が竹島問題の報告をした時、質疑応答で、日本人の大学名誉教授が「あなたの研究は意味がない。「太政官指令」で竹島は朝鮮領になったからだ」と私を批判してきた。

私が「たとえ日本の領土でなくなったとしてもそれで朝鮮領になったわけではない」と回答して論争になった。それを見ていたある韓国人が、後で私に「日本にはあなたのような人はどれくらいいますか」と声をかけてきた。

おそらくその韓国人は、竹島を日本領と主張する日本人が珍しかったのだろう。韓国の

不法占拠が長引いて竹島問題に関心が薄れ、相手が嫌がることを嫌う日本人は竹島を話題にすることすら遠慮してきた。

あろうことか 1905 年の島根県編入を侵略とし、不法占拠の被害者である日本を加害者と決めつける記事や本さえ出版されてきた。

しかし、2005 年の島根県の「竹島の日」条例制定以降、状況は少しずつ変わりつつある。

李榮薰氏の活動は注目されるものの、竹島問題において「加害者日本」を「被害者日本」に変えるのは日本人の仕事なのである。

2 「竹島密約」について

2.1 日韓国交正常化と「竹島密約」

2008 年 11 月に刊行されたロー・ダニエル『竹島密約』(草思社 東京) では、1965 年の日韓国交正常化の時に日韓の政治家の間で次の「竹島密約」が交わされたと記され、話題になった。

竹島、独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって条約では触れない。

(イ) 両国とも自国の領土であることを認め、同時にそれに反論することに異論はない。

(ロ) しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きをし、重なった部分は共同水域とする。

(ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。

(ニ) この合意は以後も引き継いでいく。

(『竹島密約』 208 頁)

李榮薰氏は『反日種族主義との闘争』で、「公式外交史では確認できない」としながらも、「竹島密約」を次のように高く評価している。

「私は密約の存在を否定できないと思います。独島問題を放置しておいては国交正常化するはどうしても不可能だったためでした。」

「海の真ん中にある無用の岩島をめぐって始まる紛争ほど浪費的な無駄はないはずです。韓日両国は相互尊重と配慮の精神でこの紛争を縫合しました。一時代を自由と平和と繁栄に導く素晴らしい精神でした」(『反日種族主義との闘争』 254 頁)。

李榮薰氏の主張を私なりに要約すれば、次の通りである。

日本の資本と技術を導入して韓国に経済発展をもたらすためには国交正常化は避けられず、そのためには障害になっている竹島問題を両国の国民の関心事から消す必要があった。

「竹島密約」は日韓が竹島問題で刺激しあうこと避け、両国間の無益な紛争を避ける

ためのものであった。その結果日韓関係は良好であり、韓国経済は「歴史上例の無い」高度経済成長を遂げることができた。

2.2 「竹島密約」の破棄

李榮薰氏は、1995年に竹島の接岸施設を着工した金泳三大統領によって独島密約は破棄されたと述べ、それ以後の韓国政府の対応を次のようにわかりやすくまとめて批判している。

金泳三大統領は「いかなる同盟も民族に代わることはできない」と就任の辞で述べた。経済成長よりも民族意識を重視する彼の大衆に迎合した手法は、韓国に不幸をもたらした。竹島の接岸施設の竣工と、韓国のIMF経済危機到来が同じ1997年11月だったことは象徴的である。

その後、金大中大統領は経済危機收拾のため若干抑制したものの、盧武鉉大統領は竹島の接岸施設を充実させるなど金泳三大統領の姿勢を継承した。その結果、2005年の島根県の「竹島の日」条例制定など日本は反発を強めた。

竹島での軍事訓練実施は米国の批判を招き、現在の文在寅大統領が「日本に向って果てしなくあらわにする敵対感とその盲目性」は、韓国が克服せねばならない「反日種族主義」の好例である。

「独島」の章の最後で、李榮薰氏は未来への希望を次のように述べている。

「1965年の独島密約のように互いに譲歩して尊重して配慮する姿勢に帰らねばなりません。そうしてこそ両国の政府と国民が協力する中で明るい未来と東アジアを開拓せねばなりません。」(『反日種族主義との闘争』261頁)

2.3 密約の破棄は1990年代か？

以下、「竹島密約」（韓国語では「独島密約」）があったものとして、論を進める。

1990年代、経済発展によって自信を高めた韓国で「日本何するものぞ」という気運が高まり、歴史認識問題をはじめ日韓間の軋轢が激化したのは事実である。

西岡力氏は「日韓関係を悪化させ韓国の国益をも結果として削るという選択をして国内マスコミ世論に迎合して自政権の短期的利益を企てるという」段階に入ったと、韓国の対日姿勢の変化を評した(『現代コリア』360号 現代コリア研究所 1996年4月 東京19頁)。

李榮薰氏はこの時に「竹島密約」を韓国が破棄したと述べる。

しかし、これは本当だろうか。

1969年10月28日、日本政府は韓国政府に対して「竹島の韓国官憲の駐在に抗議、退去要求」を行なった。

韓国政府外務部編刊『独島関係資料集（I）－往復外交文書（1952～76）－』（1977年7

月）によれば、日本の抗議文には、8月15日の海上保安庁巡視船「へくら」の竹島巡視によって「島には韓国政府による様々な建造物が未だ撤去されていないだけでなく、新しい施設が加えられたことが観測された」とあった。

日本の抗議は1965年4月10日以来4年ぶりであった。

「竹島密約」の「(ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。」を、韓国はわずか数年も守ることができなかつたのである。

「竹島密約」の破棄は1990年代ではない。

さらに、韓国国家記録院所蔵資料によれば、韓国水産庁は1970・1972・1973の各年に竹島調査を実施し、1973年にはその年から4か年にわたる「東海漁業開発計画」を作成して竹島の開発計画を示した（拙稿「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課2020年3月）。

計画作成にあたって、1972年に水産庁から竹島での「水産施設」建設について照会を受けた外務部は、日本との「紛糾を避けるため、(略)可能な限り隠密に短時日内で施工完了することが必要」としながらも、「独島は我が領土の一部なので同島嶼に韓国がいかなる施設物を設置することに問題はない」と回答した。

この回答に「竹島密約」を守る意識を探すことは難しい。

2.4 「竹島密約」の文言の奇妙な違い

日本語で書かれたロー・ダニエル『竹島密約』では、「竹島密約」の(ハ)は「韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。」(『竹島密約』208頁)であった。

ところが韓国語の、李榮薰『反日種族主義との闘争』では、「独島密約」の3)は「現在韓国が占拠している現状を維持する。しかし警備員を増強したり新しい施設の建築や増築は行わない。」(『反日種族主義との闘争』253頁)であって下線部に違いがある。

日本語の前者では、韓国はこれ以上不法占拠状態を深刻化させないという後半部分に重点があり、「現状」とは1965年時点で韓国が竹島で設営している建物などのことである。

それに対して韓国語の後者では、「現在韓国が占拠している現状を維持する」という文言が全体から切り離されて最初に置かれている。「現状」とは韓国が竹島を不法占拠していることである。

この違いは大きい。後者だと、日韓が韓国が竹島不法占拠を認めたと解釈される危険性がある。

『反日種族主義との闘争』の文言は、ロー・ダニエルが韓国語で書いた「韓日協定5カ月前に‘独島密約’があった」(『月刊中央』377号 中央日報社 2007年4月 ソウル)など、韓国の報道での文言を踏襲している(『月刊中央』377号は107頁)。

日本語と韓国語の文言の違いがどのようにして生まれたのかは不明であるが、韓国語の

文言は韓国にとって都合のよいものであることは間違いない。

そして、2020年9月に刊行された『反日種族主義との闘争』の日本語版（『反日種族主義との闘争』 株式会社文藝春秋 東京）では、「独島密約」の3)は「現在韓国が占拠している状況を維持する。しかし、警備員を増強したり、新しい施設の建築や増築はしない。」

（『反日種族主義との闘争』日本語版 224 頁）と韓国語の文言に従っている。韓国に有利な文言が日本語でも発信されているのである。これは見逃すべきではない。

3 日本が警戒すべきこと

そもそも、「竹島密約」は李榮薰氏が言うように、日韓が「互いに譲歩して尊重して配慮する姿勢」を示したものなのだろうか。

将来不法占拠強化はしないと約束したことは現在の視点では「譲歩」であるが、当時の韓国が失うものはなかった（しかもその約束はすぐ反故にされた）。

それに対して韓国の不法占拠状態を即座に解消できなかつた点で、日本は「譲歩」したのである。

「竹島密約」は「互いに譲歩」したものとは言えない。韓国の眞の「譲歩」とは、竹島不法占拠状態を解消することである。

日韓間の懸案についての韓国からの発信に対しては、発信者が誰であれ、細心の注意を払う必要がある。

（本稿は、2020年6月28日付『山陰中央新報』「談論風発」欄掲載の「竹島問題と「反日種族主義」」に加筆したものである。）